

# 入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年12月7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
総務部長 高橋 宏昌

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業(海外まき網)に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成31年5月20日  
至)平成32年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ  
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当  
に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(切り  
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り  
捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費  
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業の  
るかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100  
に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。  
① 直接交付 神奈川県横浜市区みなとみらい2-3-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター開発業務課支援係  
電話 045-227-2728  
FAX 045-227-2705  
② 郵送による交付 封書に「海洋水産資源開発事業(海外まき網)に係る用船入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角2)に400円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。  
③ メールによる交付 任意書式に「海洋水産資源開発事業(海外まき網)に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

- 仕様書等に関し質疑がある場合には、平成31年2月1日(4日)までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までに質問を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、



- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

#### 10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 用 船 仕 様 書

## 1. 調査名：海洋水産資源開発事業（海外まき網）

## 2. 調査目的・概要

本事業では、海外まき網漁業の漁場探索技術の高度化、漁場の効率的利用の検討および混獲削減手法開発といった調査を実施し、本漁業の国際競争力の強化と持続的な発展に資することを目的とする。

## 3. 調査項目

### (1) 小型まぐろ類の混獲削減技術操業調査

大目網から小型まぐろ類を逃避させることによる混獲回避効果を定量的に評価するため、小目網との比較試験を行う。操業にかかる作業全般は乗組員が、調査機材の設置回収、操業データ（操業中の漁具の状態、漁獲物の量・種類・サイズ等）の収集は乗組員と調査員が、各種データ整理は調査員が、それぞれ行う。

### (2) 広帯域計量魚群探知機（イルカ型ソナー）の有効活用による魚種判別精度向上調査

操業前に音響手法を活用してマグロ類（特にメバチ）の割合把握を行うことで魚種判別の実現可能性を検討する。調査機材の設置回収、音響データの収集は乗組員と調査員が、各種データ整理は調査員がそれぞれ行う。

### (3) 熱帯太平洋漁場でのドローンを利用した漁場探索技術高度化

ドローン（無人航空機）により効率的に魚群を探索する手法を検討する。漁船上離発着技術・洋上でのドローンコントロール技術・無線による魚群映像の送受信技術等の基礎部分を確立する。また、ドローン運用においても省人化（専門オペレーターや整備士等人数選定）を目指す検討も同時に行う。ドローン運用は、専門オペレーター（整備士含む）と調査員が、採取された上空からの魚群や鳥群れ等画像データの整理は調査員が、それぞれ行う。

### (4) まき網シミュレーションの精度向上及びまき網に対する魚の行動把握

船上において実操業時におけるまき網漁具の挙動情報を取得し、シミュレーション結果の再現性を確認するとともにシミュレーションモデルの調整を行う。また、小型魚混獲回避型漁具やより効率の高い操業方法及び漁具設計等を検討する上での基礎資料とする。操業にかかる作業は乗組員が、まき網漁具の挙動情報及び魚の行動情報取得のための計器類の装着は乗組員及び調査員が、データの取得は調査員及び乗組員が、データ整理は調査員が、シミュレーションモデルの再現性の検証及びまき網の挙動と魚の行動との関係性については調査員が、現場へのフィードバックの検討は調査員及び乗組員が、それぞれ行う。

## 4. 船舶要目

### (1) 漁業種類：大中型まき網漁業

### (2) 航海能力：45 日以上

### (3) 総トン数：349 トン以上

### (4) 漁労設備等：

①漁具：カツオ・マグロ用まき網 2 カ統（身網の大部分の目合が 300mm 以上

のもの1カ統、及び240mm以下のもの1カ統。注)を保有すること。

(注)船舶の積載能力上、1カ統のみとなる場合は、事業者が確保した留置場に1カ統を留置して載せ替えることも可。この場合の運送料、留置・保管に係る費用等の一切の費用は本用船契約に含む。

②漁撈設備：まき網投揚網設備一式を有すること。

#### (5) 付帯設備

①航海計器等：網船にGPS、プロッター、航海レーダー、海鳥レーダー、スキャニングソナー、魚群探知機、方向探知機、潮流計、デジタル水温計、風向風力計、インマルサット電話、ファクシミリ、SSB、VHFを有すること。付属船にスキャニングソナー、魚群探知機を有すること。また、イルカ型ソナーまたは計量魚群探知機を取り付けるスペースを有すること。

②調査員室：調査員がデータ処理等のために優先的に使用可能な個室、机・照明を有すること。

③冷凍設備：ブライン式冷凍設備を有し、日産100トン以上のブライン凍結製品を生産する能力を有すること。

④保冷設備：-30℃以下で、ブライン凍結製品を650トン以上保冷できること。

#### (6) その他

①最大搭載人員中に、その他の乗船者として5名以上を含めるよう所要の手続きを行うこと。

②本船は、以上の要件の他、法令で定められた設備は勿論、調査運航に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

③女性調査員が乗船する場合は、居住環境に配慮すること。

④用船主は乗組員に対して、雇用体系について正しく説明すること。

### 5. 乗組員

(1) 乗組員数20名以上とし、漁労長、船長、一等航海士、機関長、一等機関士、二等機関士、通信長が確保されていること。

(2) 漁労長はまき網漁業の十分な知識と技量を有すること。

(3) 乗組員の過半数がまき網漁業の経験を有すること。

(4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。

(5) 出入港時および操業中は恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

### 6. 用船期間及び調査日程

(1) 用船期間：

平成31年5月20日～平成32年3月31日

(2) 調査日程：

平成31年 5月20日 用船開始(国内未定港)

平成32年 3月31日 用船解除(枕崎港, 山川港または焼津港)

この間、6~7 航海を行い、水揚げはプーケット、枕崎、山川または焼津を予定。補給はプーケット等を予定。

7. 調査海域：熱帯インド洋海域および熱帯太平洋海域

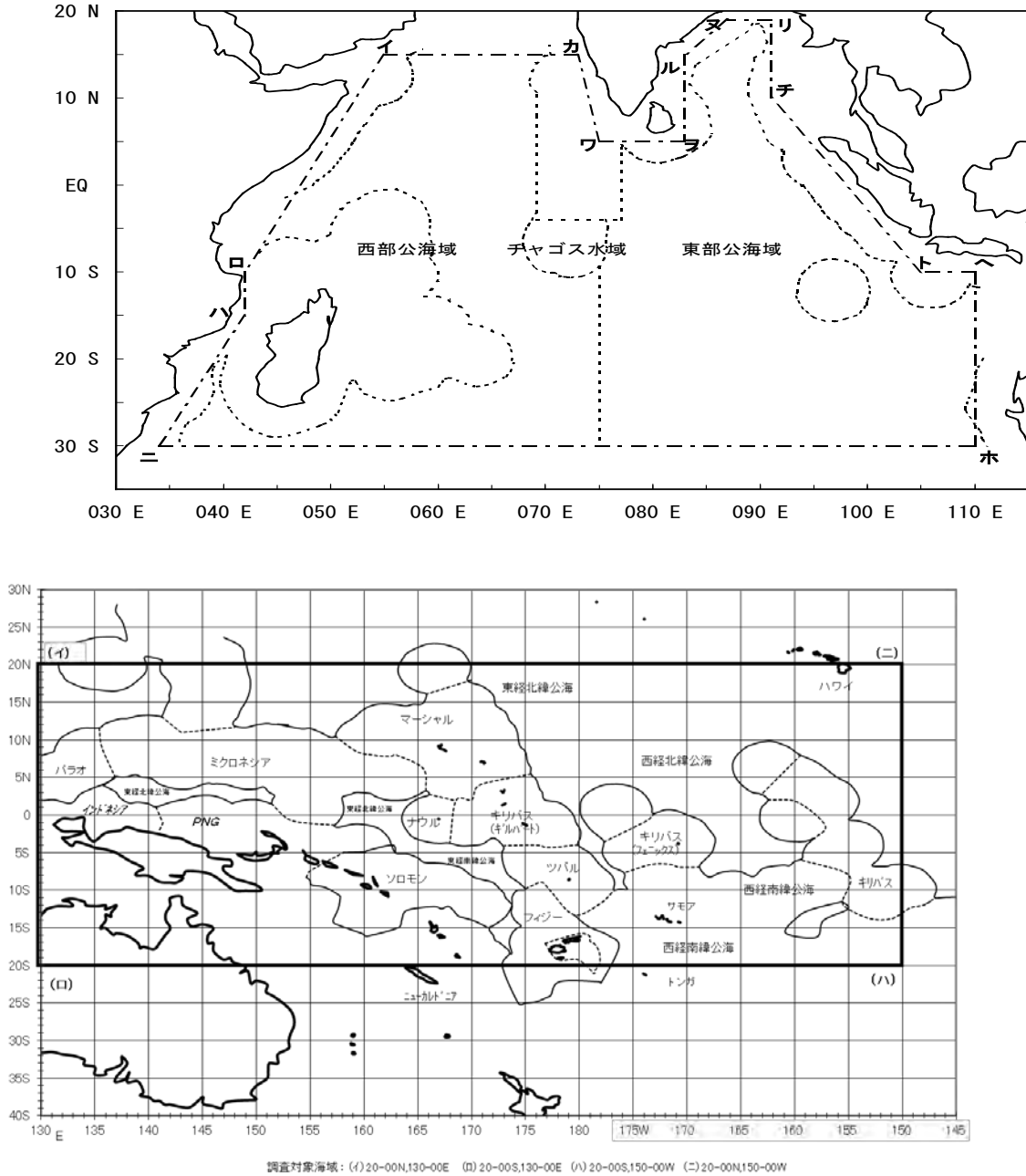


図1 調査対象海域（熱帯インド洋）および熱帯太平洋海域

8. 担当研究所 開発調査センター

9. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

(1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時または寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューター

- ウイルスの排除処理)を行うこと。
- (2) 上記(1)のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア(注)の何れかでを行うこと。
- (注)調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

#### 10. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従い、履行するものとする。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は当センターが別途供給するものとする。
- (4) 他の公的機関が実施する事業に参画していない者であるか、または、参画している者であっても本調査事業に参画する期間中に調整が可能である者。

# 漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査名 海洋水産資源開発事業（海外まき網）
2. 業務目的等 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下、「センター」という。）が用船の目的である調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切な販売収入を獲得するため、入札による販売の実施、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。  
なお、本業務を実施する場合、第3者へ委託することを妨げない。
3. 予定水揚げ港 ① 静岡県焼津港  
② タイ王国プーケット港
4. 業務期間 自) 平成31年5月20日  
至) 平成32年3月31日
5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物  
予定水揚げ数量：約2,200トン  
主な漁獲物：海外まき網船で漁獲した漁獲物（主にカツオ・マグロ類）
6. 手数料率 本件に係る手数料率の上限は、静岡県焼津港においては、1.0%、タイ王国プーケット港においては、4.0%とする。  
なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第3者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。
7. 業務内容 上記5.の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。
  - (1) 静岡県焼津港における水揚げした漁獲物を販売するための作業
    - 1) 水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項
      - ① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び市場の問屋等を通じて情報を収集し、センターに情報提供すること。
      - ② 市場に対して入港日、漁獲物明細、ハッチプラン等を連絡し、当機



構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。

③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。

④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

#### 2) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項

全ての水揚げに立ち合いを求めないが、当機構の立合いの依頼については、誠実に対応すること。

#### 3) 販売結果の報告に関する事項

販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証券（市場仕切書等）添付して提出すること。

#### 4) 販売代金の当機構への送金に関する事項

販売代金は、市場又は販売先から入金後、業務委託手数料分差し引いた額を遅滞なく当機構指定の口座に振り込むこと。

### (2) タイ王国プーケット港において水揚げした漁獲物を国内販売するための作業

#### 1) タイ王国プーケット港での水揚げ

① タイ王国プーケット港の入港に係る諸手続きを実施すること。

② タイ王国プーケット港での水揚げに立ち会うこと。

③ センターの指定する日本国内の市場まで、輸送の手配を行うこと。

④ 水揚げした漁獲物については、日本国の内国貨物として取り扱い、タイ王国及び日本国の関税当局への諸手続きを行うこと。

#### 2) センターの指定する市場への上場

① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び市場等を通じて情報を収集し、センターに情報提供すること。

② 当該市場へ事前に漁獲物概数明細及び搬入コンテナリストを連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。

③ 当該市場への漁獲物搬入の連絡、入札日（せり売り日）の調整及びその他必要手続きを行うこと。

④ 漁獲物の単価向上のため、当該市場の仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

### (3) 漁獲物販売代金の代理受領及びセンターへの支払い

- ① 漁獲物販売代金は、受託者が代理受領すること。
- ② 受託者は、代理受領した販売代金から業務委託手数料分差し引いた額をセンター指定の口座に振り込むこと。

(4) 諸経費の立替及び請求

本業務の実施に当たり、国外又は国内で発生する施設の使用料、通関等の手数料等については、受託者が立替後、センターに支払い請求する方法により精算することとする。

8. その他 漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合及び詳細については、担当職員の指示に従うこと。